

お知らせ（重要）

令和3年3月2日
経済産業省貿易審査課

関税割当証明書（皮革・革靴）の有効期間が過ぎるおそれのある場合（有効期間の延長申請）及びその他手続の期限等に関するお知らせ

新型コロナウイルスの流行に伴う輸入の遅延等により関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれがある場合、同有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能ですので、当該有効期間（2021年3月31日まで）が経過する前に申請をお願いします。

1. 既に有効期間が経過したものは失効となり、延長ができなくなります。

期間満了日2021年3月31日の証明書は、2021年3月31日（必着）までに申請が必要です。

4月1日以降は失効しているため、申請ができませんので御注意をお願いします。

2. 申請に際しては「関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面（例：割当物品の船積み遅延を連絡する輸出者からの通信文であって、日本到着予定日が明記されていること）」が必要となりますが、当該書面の入手が困難な場合、2021年3月31日までの間は、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び『延長を必要とすることを立証する書類』の入手が困難であること」の理由を輸入者自らが記載した理由書を提出すれば、これに替えることができることとします。

3. 具体的な延長等の手続については「2020年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について（令和2年3月9日付け関税割当注意事項第2号・20200205 貿第5号）（p.1等）」及び（別紙）を参照ください。

4. なお、有効期間延長申請ができる者は、当該年度に発給を受けたいずれかの証明書で、申請時に一通関以上使用している者に限ります（第6回再割当申請により取得した証明書を除く。）。

5. 証明書の返納及び内容変更申請・届出の手続等についても（別紙）を参照ください。

関税割当の申請等について
(新型コロナウイルス感染症関係：郵送受付)

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、関税割当証明書の申請及びその他手続（①返納、②内容変更届出、③有効期間延長申請等）については、引き続き、郵送による受け付けをいたしますのでお知らせします。

郵送の場合、配達に要する時間及び受付審査に時間を要しますので、早期に提出いただけますようお願いいたします。

また、各々手続には、提出期限がありますので、提出期限内に当方に到達するよう発送に当たっては、御注意ください。

(注1) 紛失防止等のため、書留郵便、レターパックプラスを御利用ください。

(注2) 提出書類に不備・不足等がないよう御確認し発送をお願いします。

(注3) 担当者氏名、電話番号が分かる書類（名刺、メモ等）を同封してください。

(注4) 返送は郵送でいたしますので、返信用のレターパックプラスを同封してください。

【提出期限】

- ① 返納の期限：返納事由（割当数量を全て使用済み等）に該当したときから、1か月以内（必着）。
(※1) 前年度の証明書の返納は、次年度の申請要件（資格）のため、必ず返納をお願いします。
(※2) 3月末まで引き続き輸入通関の予定がある方を除き（また、有効期間を延長中の証明書を除き）、早期の返納をお願いします。
- ② 内容変更届出の期限：証明書の内容の事項（住所等）に変更のあった日から速やかに（必着）。
- ③ 有効期間延長申請：2021年3月31日（必着）

引き続きまして、御理解・御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

御不明の点は、下記までお問い合わせください。

○貿易審査課 関税割当班：(電話) 03-3501-1659

(※) 各地域の経済産業局等（本省以外）で証明書の発給を受けた方は、各発給窓口まで御相談ください。

(予告)：

なお、2021年度関税割当申請につきましては、3月8日目途に改めて御案内を予定しています。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。